

第十回 参議院地方行政委員会會議録第十八号

昭和二十六年三月二日(金曜日)午後一時四十九分開会

本日の会議に付した事件

○消防組織法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員会を開会いたします。

本日は昨日に引続き消防組織法の一部を改正する法律案の本審査をお願いいたします。御質疑を願います。

○小笠原三男君 第九條についてですが、修正のほうと原案とどういふうに本質的な差違があるのか、御説明願います。

○衆議院議員(川本末治君) ただ従前と変りましたことは、任意規定でありましたものが、必置規定にしたという点だけが変わつておるのであります、ほかは従来と変つていないのであります。

○小笠原三男君 事実上においてしなればならない、設けなければならぬという規定を法律にしないで、もうそうなつておる、現実がそうなつておるものを、あとから法で裏打ちをするという程度のことではないかと考へられるのですが、どういふ必要があつて、こういうふうにな置を義務付けようとするのかお伺いしたい。

○衆議院議員(川本末治君) お答えいたします。これは大体全国的に設けられておりますことは御承知の通りであ

りまするが、御承知のように火災は中小都市などが最近の火災の状況から考へますと、一番多いのでありまするが、そういうところで実は市に例をとつて見ましても、極く僅かな市でありまするが、全然中にはそれに對して必要な機關の整備さえもしていない所があるやうでありまするが、この際或る一定の標準までは成るべく設備をしてもらうといふことにつきましては、御承知のように、自発的に地方公共団体がやつてくれる性質のものでありまするけれども、今申上げましたように、實際やらなければならぬ所でもまだやらないといふやうな所も極めて少数ではありまするが、ございいますので、それらは、關係方面からの要請もございまして、この際その全部又は一部のものでも予算の許す範囲内においてやらせたほうがよいのじやないか、こういう考へから、又日本人の現状に鑑みまして、これを必置機關のまゝ規定に改正したのであります。

○小笠原三男君 その趣旨を生かそうとするならば、市町村の希望によつて類別して、ここに該当する部面に全部又は一部を置くといふふうにはせなかつたやうなもののじやないか。この法律そのまゝであれば、地方の実情に應じ、或いは予算の範囲内で置いて置くかなくともいいといふことと、どこに置けるかといふことを私はお聞きするのであります。

○衆議院議員(川本末治君) お答えいたします。今までのやうな状態であり

ますと、全然必要な設備すら置かないでも何ともしようがなかつた。ところがその点が今度は最小限度の必要なことであるならば置かなければならぬといふことを考へ、そうして我々のほうではこれを必置しなければいけないといふことにしたのであります。今までのやうだと、全然置かなくても何ともしようがなかつた。却つてそのために住民に及ぼす災厄の大きいことを慮れまして、その力に應じてこうしたものをやつた、こういうことになつた。今までの状態で行きますと、「市町村に、消防団の外、その必要に應じ、左に掲げる機關の全部又は一部を設けることができる」とございいますので、必要がなければという理窟を立てて、消防団、そうした消防機關でなくとも、婦人会でも或いは青年団だけでも、おれのほうではこれでやれるのだといふことも言ひ得るといふ虞れも多分にありましたので、成るべくそういう虞れのないやうにしたほうがいいのじやないかといふことで、はつきりここにこういうもののある場合は全部置かなければならぬ、こういうふうに変更をしたのです。趣旨はそこにあるのです。

○小笠原三男君 どうも僕は頭が悪いか呑み込めないのですが、旧法であれば、消防団のほか三つの機關を置くことができるとなつておるのです。が、この場合、消防団を置くか置かないかは勝手であるという意味合いではなくて、現実に消防団というものは如

何なる小さな所でも置いてある。婦人会とか或いは青年団だけでやつてしまふといふやうなことではないだらうかと、私は狭い見聞ですが、そう思うわけですから。そこで問題は消防本部、消防署、それから訓練機關の全部或いは一部を置かせたいという希望の改正だらうと私は考へるわけですから。然るにこの修正提案には、第九條では一から四まであつて、その中に消防団といふものがあつてあるのですから、全部又は一部といふ、その一部を消防団といふものをとつておけば、他のものは置かなくてもいい、これは市町村の自由になつておるのじやないかといふことに私はまあ解釈するので、その点旧法であらうが、改正法であらうが、同じことではないかといふふうに考へて質問しておるわけなんです。

○衆議院議員(川本末治君) ただお説の点は私どもとして考へるのはつきりしない点があるのです。従来は設けることができないとなつておりましたので、必ずしも消防団を置かなくても差支えないといふ解釈も従来の法文として成立ちますが、それでは實際の災害予防の点から言つて、事實置かなければならぬといふしたほうが現在の日本人としてはいいのじやないかといふのであつて、その点が違ふ。前は全然置かなくとも……置けといふふうにはなつていなかったのですから、中には先刻申上げましたやうに、置かないでも

済むのじやないかといふ点があり、そうしたやうな小さな事柄から比較的大きな災害が起るのでありますから、その意味で今度は必置機關、その一部はどうしても置かなければいけない、こういうことにした点が前と違ふ点なんです。

○小笠原三男君 では續いてお伺いしますが、全部であらうが、一部であらうが、置かなければならぬ、こう思つて義務付ける限り、市町村に對してその財政的な裏付けをどこでやろうとするのですか。

○衆議院議員(川本末治君) この点は一応新たに明記しなくとも、市町村の財政の面から行きますと、その財政の許す範囲内においての設備をする金がないと言へば、全然ないとも言ひ得るでしょうし、又なければならぬものなんですから、我々は新たにこれに對して、極く少数のもの、これからこれまでのものといふ範囲が廣くなつておりますので、当然市町村の實情に即した設備をしてもらへるものと考へて、新たに別にこれに對します財源を云々といふことは考へておりません。

てもらいたいという要請があるような場合には、政府においてそれを措置してくれるものかどうか、こういう点がはつきりしておらなければ、これはやはり地方公共団体への或る種の押付けであるという誤解を受けないわけには行かない点があるのではないかと思うので、私お伺いするのですが、国が大幅にそのほうに財政的に応援してくれることを前提として、こういう法改正をしようとしているのかどうか、お伺いしたい。

○衆議院議員(川本末治君) この点は御承知のように、昨年から平衡交付金の中にも、その率におきましては、警察費よりも相当少いのであります。が、消防費という費目は新たに設けておきますので、更にこれが何月何日までこれだけのものを行わなければいけないということには規定をいたしておりませんので、重ねて繰返し申上げておきますように、地方公共団体のその実情によつて、最小限度に賄える点から賄つて行つてもらうという我々は考えで、これを規定したわけですが。

○小笠原三男君 そうしますと、この第九條というのは、法文の体裁上理想の姿をここに現わす気持のほうがつて、金のほうは余り、状況に應じるだけのことにして考えておられないというふうに了解していいのですか。

○衆議院議員(川本末治君) 大体お説の点に近く今私どもは考えておりますが、なお法文のいろ／＼な、今の説明の点につきまして、法文上の解釈なんかから出て来ると思ひますので、三浦法制局第一部長から、法文の上で

の解釈のほうを一応説明をいたさせることにいたします。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 今お話の第九條の、この今度改正によりまして義務付けられたというのは、どういふふうになつておるかという点につきまして、先ず御説明を申し上げたいと思つておりますが、現行法におきましては、御承知の通り「市町村に、消防団の外、その必要に應じ、左に掲げる機関の全部又は一部を設けることができる。」とございまして、消防団を置くのはかと、こういうふうになつておりませんので、それから、消防団は一応原則として置いて、それ以外にその他のものを置くことができるということになつておるのだ、消防団のほか置くことができるということは、消防団も置くこともできるし、その他のものの中に特に謳つておるのであつて、その点法律上多少明確を欠くところがありますので、特にその点を明らかにいたしましたのが九條でございまして、本文の中にありました「消防団の外」とありましたのをとりまして、各号の中に列記をいたしましたのであります。

従ひまして第九條をこの改正案において解釈をいたします場合には、おきましては、一号から四号に掲げておきます「機関の全部又は一部を設置」しなければならぬという法律上の義務が一応生じて来ることになつておると考えております。それから予算の問題につきましては、御承知の通り地方財政法にございまして、昨日もちよつとお話がございましたが、消防事務は市町村の固有事務というふうに考えておりますので、地方財政法第九條によりまして「主として地方公共団体の利害に係のある事務を行うために要する経費は、当該地方公共団体が、全額これを負担する。」と、こういうことになつております。負担すべき経費の費目を列記して挙げてございします中に、第九條第二項の第六号であります「消防に要する経費」というのがございまして、消防に要する経費は地方公共団体の、ここで申しますと、市町村の金額負担に属するものであると、こういうことが地方財政法上はつきりいたしておりますので、先ほどお話がございました費用負担は、一応地方財政法の建前から申しまして、市町村の負担すべき経費に属しておると、かように考えております。併しながら実際の運営の面におきましては、どの程度に實際問題として支出し得るかということは、これはまだ法律上の問題と多少別個の問題があり得るかと思つております。一応そういうふうに私も考えております。

○小笠原三男君 その予算のほうの問題ですが、そうなつておるからと言つて、大体今固定資産税等において、これは市町村の何に使うのだというふうな或る種の考えがあつて、ここで固定資産税なら固定資産税をとらせで置く、こういうような状況なんですから、地方の税金で以て、その地方の消防もそれを賄うというとはいはれないし、全部又は一部を置かなければならぬという場合に、結局置きたくなければ置かなくてもいいという、その反面があるわけなんです、で、そういうことから言へば義務付けておると言つても、義務付けておらんと

つても、同じ法文じやないかということとを私再三申上げておるわけなんです。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) この点につきましては、この法律上の問題と運営の問題とは多少区別して考えなければならぬ点があるかと思つておりますが、先ほど申し上げましたように、法律上の問題といたしましては、どこまでも義務付けられておりますし、費用負担も地方財政法によりまして負担する義務がある、こういうことになつておるわけでありまして、ただ財政上の関係によりまして、いつ幾日までに設置しなければならぬということまでは限定してございせんので、その余裕を見まして、できるだけ速かに法律の趣旨に副うということがこの狙いでございしますので、結果におきましては、予算と多分に関連は持ちまするけれども、義務付けられておる、その実現の時期が速かである場合があるであろうけれども、或いは多少ズレて行われる場合もあると思ひまするけれども、義務付けられておるという点においては変らないと考えております。

○小笠原三男君 それでは先に移りまして、昨日の高橋委員から御質問があつたようですが、十一條の「消防吏員の階級基準は、国家消防庁が準則で定める。」とした事由について、もう一度お伺いしたいと思つております。

○衆議院議員(川本末治君) これも国家消防庁が準則で定めるといたしまして、これは、昨日も高橋委員へもお答えを申上げて置きましたが、今ではただま／＼になつておりますので、それを或る一定の方向に統一したほうが体裁上から見ても、そのほうがいいとい

いうことを、仮に一つの消防団でありまして、消防団が他の消防団体の援助を受けた場合等から言つても、いろ／＼の階級よりも、むしろ統一をしたほうがいいんじゃないかという考えから、一応国家消防庁のほうでまあそういう規則、準則を定めてもらつたらどうかという程度の考えかたで、これを設けたのであります。

○小笠原三男君 国家消防庁は地方公共団体の上にある機関ではないので、おの／＼独立しておる機関であるわけでありまして、その法の建前から見て、こういうやりかたはどういうものであらうかということ、法制局のほうの部長にお伺いしたいのです。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 只今のお話の御懸念のありました点は御尤もなことでありまして、昨日こども申上げましたが、現在のこの消防組織法の第四條の第二号を御覧下さいとわかつて思ひますが、「国家消防府は、左に掲げる事務を掌る。」とございまして、その中で「消防準則の研究及び立案に関する事項」というのが、すでにこの消防組織法ができましたときから、国家消防庁の権限として認められていたわけでありまして、消防準則の研究をいたしますと同時に、消防準則の立案にすることが国家消防庁の本来の権限に属しておりますので、階級の基準等、それらの準則を国家消防庁が定めますことは、本来の国家消防庁の組織権限に鑑みまして、その中に当然附屬し得ることとがらであります。ただ御懸念の点は、そういうことを地方公共団体に強制するような結果になつては面白くないんじゃないかという御意見だろつと思ひますが、それは御

際におやりになつておる側から話して頂いたほうが結構かと存じますので、一応そういう必要に応じまして、法律上のこういう改正の措置を講じましたけれども、実態においては消防庁側からお聞きとりを願いたい。

○政府委員(新井茂司君) 現行法の実情につきまして御説明を申し上げます。現在のところは、市町村から要求のありました場合に限りまして、消防について助言を與える、又幹旋をするといふふうな相成つておるのであります。

が、もともとこの消防組織法を改正いたしまして、一面におきましては消防を市町村の固有事務にいたしますと共、一面におきましては国家消防庁を設けて、その消防の改善、向上を図るという措置を講じられたわけでございますが、実施の経験によりまして、非常に熱心な市町村にありますので、盛んにかような要求をして参るのではありません。又一面におきましては、割合に無関心なところにつきましては、消防の改善発達につ

て国家消防庁に要求をする場合が少いのでございます。国家消防庁といたしましては、かような場合に割合に関心性の薄いと申ししますか、さようなところににつきまして、積極的な消防についての改善に関する勧告、勧告というのには申すまでもなく、命令とか、指揮とか、そういうような強制力を持つものではないでございますが、かような勧めるならば、一體的な消防の向上を図るのに好都合だと考えておる次第でございます。

○小笠原三男君　その国家派陰府の
ほうから言うと、大変好都合なよう
すけれども、各独立した公共団体から

見れば、勧告は内容としては強度の勧告であつたり、或いは当然勧告されたことを措置しなければならぬ、羽目に落ち込むようなきまぐれな関連する問題が起つて来たりするようなこと等もあるのじやないかと思う。それで参議者にお伺いするのですが、こういう点については地方団体はどういう考えを持っておられたのか、その話し合い等がありまして、その場合の経緯についてお聞かせ願ひたい。

○衆議院議員(川本末治君) これは只今国家消防庁長官の答弁の中にもありましたように、非常に熱心なところはよく設備をやつてくれておりますが、関心を持たないところでは、殆んどつちやらかしておるといふところもないではないようであります。そうしたところが、とかく災害の程度が大きいといふようなことを我々は予測しまして、できれば勧告して注意を喚起するといふことが、実際にいいてむしるそのほうが親切じやないかといふような意味合いから、これを改正をいたしましたのであります。

○小笠原三男君 そこで地方公共団体の御意向が、この改正に現われておるならば、その点をお聞かせ願ひたい。

○衆議院議員(川本末治君) これは、相当多数……一々どの町、何県の何町村といふことを申上げる資料を持合せておりません。どこと申すことは只今のところ不可能であります。が、相当多数、これは参議院の委員会のほうにもそうしたことは要望があつたのじやないかと思つておりますので、全然ないところもありましようし、相当我々はその点にきましては、町村から

の要望に即するといふことからやつたのであります。

○小笠原三男君 それでは地方公共団体も、こういうふうな勧告を欲しいから、法文を改正して欲しいといふ要望があつたと了解してよろしうございませうか。

○衆議院議員(川本末治君) さようでございます。

○小笠原三男君 それではもう一点お伺いしますが、これは国家消防庁にお尋ねするのですが、大体市町村に勧告する点の輪郭はどういふものかといふことはわかりますが、都道府県に対する勧告といふのはどういふことを現在予想しておるかお伺ひしたい。

○政府委員(新井茂司君) 申すまでもなく消防の実質的なものは市町村にありまゝです。その方面の勧告は多くなると思ひますけれども、一面都道府県におきましては、管内の消防職員或いは消防団員の訓練を行う機関を設けるようになっておりますので、それらのやり方等について私どもの研究をいたしましたものを発表いたしました。お奨めしたいと考えております。なおそれから、先ほど三浦部長から話のありました非常災害の場合に処する警察と消防との協定事項等につきましても、勧告を申上げます場合があると考えております。

○小笠原三男君 では都道府県に対してこれ／＼の市町村は消防組織が弱体である、強化するようにさせたらどうかとか、或いは貧弱町村に対しては助成金等を出して充実強化を図るようにしたらどうか、そういう部面の勧告をする意思はないわけですか。

○政府委員(新井茂司君) 都道府県から

ら市町村の消防に対して補助を出すといふようなことを積極的に勧告する意思は只今のところ持つておりません。それからただどういふことはございませう。この市町村を直接に国家消防庁が指導勧告をするといふようなことは、実際問題としてできがたい事情にございませう。市町村の消防発展を一般的に期するために、勧告するような場合には都道府県を通じてそれを行うように依頼することはございませう。

○小笠原三男君 この二十條の後段によると、器具、資材の斡旋或いはそういうものについての指導、助言といふようなのは、関係者から要求があつた場合に限るようになっておるのですが、一般的にこういう問題についての勧告をなさる御予定ですか。

○政府委員(新井茂司君) 現在までのところにおきましては、この設備、機械器具、資材の斡旋は、特に物資の統制のあつた場合におきまして、要求に基いて斡旋をするといふことが大部分であつたのであります。そのほかこれは勧告に関連いたすのであります。が、優良な機械器具でありまして、消防研究所において検定をいたしました、それに合格をいたしましたものは広くこれを用いるようにいたしております。

○小笠原三男君 そうすると、検定を経た機械器具、資材等については、一般的にそれを推奨することは、国家消防庁としてやるのであるといふふうには了解しておいていいわけですか。

○政府委員(新井茂司君) さようでございます。

○小笠原三男君 最後に公職選挙法の一部改正ですが、昨日もお伺ひしましたが、発議者としてこういう改正を

希望する点について御説明願ひたい。

○衆議院議員(川本末治君) これは全体的な声である。私どもは解釈いたしております。御承知のように非常勤の消防団員といふのは、殆んど報酬と言われるほどのものをもらつていない。全部が実質は犠牲的と言つていいような立場におりまして、御承知のように全国各地ともに消防団員、消防団長になつておるような人は、相当どころでも有能な方が多いのであり、こういう人をこの消防団長なり、消防団員であるといふだけの理由の下に、公職選挙に立候補することができないといふような窮屈な規定を置くことそれ自体が如何かとも思ひまして、むしろこの問題は公職選挙法の八十九條の中の改正に持つて行くほうがすつきりしたことになると思つております。が、四月の改選期を控へまして、果して公職選挙法の改正が間に合うかどうかといふような点も懸念をいたしまして、ここではひとりで消防団員の方だけを掲げたような次第であります。

○小笠原三男君 その場合に消防組織そのものが、組織として選挙活動をする点についての心配をどう除去するかといふお考えを以て、こういうことを考えられたのか、その点をお伺ひしたい。と申しますのは、これは現在の消防を私さ／＼誹謗するがために申上げるのではないのであつて、お断わりして置きますが、過去において気に食わない店があれば、消防演習に名をかりて水さへぶつ込むといふようなことが、どこにも大分あつたことである。それと同じような形で、まあ大きな選挙になりますれば、消防を使えば最も有利であるといふようなこ

とを聞いたこともあり、現にそういうのを私たち小さいとき見ておる。又最近の事例で言うても、岐阜県知事選挙の場合に、消防関係の組織を挙げて選挙応援をやるかのごとき誤解を受けておる、こういうような点は参議者としてどうお考えになつておられるか、御意見を承つて置きたい。

○衆議院議員(川本末治君) お説のように、昔の消防団には酒を一杯飲ませないからホースを向けるというふうなことも、ないではなかつたように思ひます。が、最近の消防団は、少くとも新しい消防組織になりましてから、私の僅かではあります。が、国政調査に参りますたびに、各地で消防団といふものの現状を見て来ております。が、そういう暴力によつて云々といふような心配は、私どもは今日の消防団に関する限り毛頭ないと思つております。それからこれを例へば政治的に見ましても、共産党だけは入つていないかも知れませんが、恐らく社会党のかたも、民主党のかたも、自由党のかたたちも、あらゆる政党のかたがこれは消防団員であり、消防団長で全国あるように思ひます。ので、一般的の政党の援助をするために、そういうことが行われるとは、私どもも考えておりませんが、岐阜県知事選挙の場合の例を今御指摘なさいますのでありますが、私どももそれは聞き及んでおりますけれども、これは悪いほうの極く少数の例でありまして、こうしたことがそういう団体にて行われるといふことは甚だ遺憾であります。が、最も世の中の、指導階級の位置にありますが、教員組合ですら、昨年の参議院の選挙の場合には、私ども愛

知事でありますが、随分ひどいことをやりましたのであります。そういうことをするのはこれはよくないことで、再びそういうことはあの例を引いても、私どもは消防団員の諸君が、今後そういう徒党を組んで事をすると考えておりません。そこでまあ消防団員の現在の職域を見まして、全く御同情に堪えない、こういう考えかたから、これを早く解いて上げたほうがいいのじやないかという考えを以てやつた次第であります。

○小笠原三男君 只今の発議者のおつしやるような方向に消防組織そのものがあるというのを私も認めて、こういう制限を撤廃するということは賛成であります。ただ今後の問題としてそういう点が起きないようにお互いに考えなくちやならん問題であらうというのを私は申し上げて置きたいと思ひます。以上で終ります。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに御質疑ございませんか。

○鈴木直人君 この地方行政委員会では話になり、問題になつたこととであります。曾て委員長なども新聞を讀上げて、これは都下の或る町村の消防活動の実情について、新聞記事なんかを讀上げて問題になつたことがあつたのであります。この消防組織法の建前は、自分の町村の消防は自分の町村で責任を以てやるということが根本になつております。関係からして、すぐ接近した他の村において非常に大きな火事が起つておる。ところがその火事が起つておる村においては消防力が非常に弱い。そこで自然これは二十一條ですか、組織法の二十一條によつて、町村間の消防の相互援助協定

というものができるようになつております。けれども、併しながら他の村に行つて消防が活動した場合の費用等の関係からして、町村長は容易に隣の村に応援に行こうとしないような事態が起つておる。従つてこの二十一條の相互援助というものを、つと合理的な、法的な規定を加えて、その場合におけるところの費用の分担等、これは警察法にはありますけれども、もう少し何らかの合理性を加えるような規定にしたらどうか、又そこに応援に行つた場合に、今度改正にならんとする第十五條の四であります。死亡したという場合における補償は、十五條の四によつて当然これは自分の所属するところの村が責任を持つようになつておる。ところが、その際に応援を受けた町村においてこれを負担するといふことでは、敢然として応援に行つてもいいのだというやうな町村長の考えかたなんかもあつたりいたしまして、容易に二十一條の相互援助が行われない事例がたま／＼ある、こういうことが何回も言われたのであります。が、今回のこの改正規定には、それが全然載つておらないように思われるのであります。その関係において随分御審議があつたと思ひます。結論を持たれてあつたのかといふことをお聞きしたいと思ひます。

○衆議院議員(川本末治君) 鈴木委員の御意見、私も全然同感であります。が、ただ御承知のように、この法案を立案いたしましたのに相当日時も費やしております。その間関係方面とのいろいろな交渉の結果、なか／＼、以

前に政府提案でやりましたときに暗礁に乗り上げて、遂に提出ができなくなりましてやうなわけで、そのあとを受けて議院提出をしたやうな次第であります。で、十分直さなければならぬところも又相当残つておることを私どもは承知いたしながら、了解を求めのうちに余りに日時を要しては、他の方面までもその犠牲にしてしまふということも如何かと、かように考えまして、了解を得られました分だけを法案といたして参りましたので、お説の問題につきましては、今後折角私どももして行かなければならぬといふことは十分承知いたしております。が、今申上げましたやうな経緯から、今回の改正案の中には盛込むことのできなかつたといふことを申上げて置きます。

○鈴木直人君 よくわかりました。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに御質問ございませんか。別に御発言もないうです。が、質疑は盡きたものと見て御異議ございませんか。

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○小笠原三男君 その前に速記をとめて、一つ我々同志で討論でなく委員長に申上げて置きたい点がありますので、速記をとめて頂きたい。

○委員長(岡本愛祐君) 討論に入つておりますが、只今小笠原君から御要求がございましたが、さうに取計らつて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) それでは速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて下さい。

別に御意見はございませんか。……別に御発言もないやうでございます。が、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。消防組織法の一部を改正する法律案について採決いたします。消防組織法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(岡本愛祐君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は本院規則第四百四條によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつております。が、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することを御承認願ひことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) 御異議なしと認めます。

なお本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を付することになつております。が、本案を可とされたかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

堀 末治 竹中 七郎

石村 幸作 高橋進太郎

相馬 助治 小笠原三男

鈴木 直人 西郷吉之助

石川 清一

○委員長(岡本愛祐君) 御署名洩れはございませんか。署名洩れはないと認めます。

○委員長(岡本愛祐君) 次に、地方税法の一部を改正する法律案の予備審査を行います。なお岡野國務大臣は衆議院の地方行政委員会に出でおります。小野政務次官が参つております。御質疑を願ひます。

○西郷吉之助君 昨日小野政務次官も予算委員会に出でられたからお聞き及びと思ひますが、地方税その他金額の点が地財委と大蔵省の違つたその点について、大蔵省の説明は二十四年度以降の決算見込によつて説明されましたが、あの中に繰越金というものが前に載つておつたのであります。が、あれを返しまして、これは純益のやうにもとられます。その点非常に誤解があります。自治庁ではどういふやうな御見解を持つておられるのであります。か、伺いたないのであります。

○政府委員(小野哲君) 只今の御質問であります。が、私も実はその表の詳細、今ちよつと手許にありませんので、あとで武岡財務部長から御説明をいたしたいと思ひますが、二十四年度の決算面に現れておる繰越金については、あの繰越金がそのまゝ余剰財源になつておるといふ考えかたにはなるまいと思つておるのであります。要するに当該年度の予算を執行する場合

合において、事業の遂行と関連において繰越金として余剰財源であるかのごとく表面見える場合におきましても、実際その仕事の量なり、遂行の模様から考え合せまして、単に帳簿上の余剰財源のごとき形をとつておる場合があることを私どもは見逃すことができないと考えておるわけでありまして、これらの点について多少大蔵省が作成いたしております、只今西郷さんがお話しになりましたものと地方財政委員会の考えかたとはその点について食違ひがあると申しますか、見かたなり、考えかたに異なつたものがあるように見受けられます。この点につきましては、武岡部長から詳細に亘つて説明をいたしたいと思ひますので、なおお聞きとを願ひたいと思ひます。

○政府委員(武岡憲一君) 只今御指摘がございましたように、大蔵省のほうで、二十五年度の地方財政計画の総額を推計せられますのに、二十四年度の決算の見込額を元にして数字を立てておられるのでございまして、その中で問題のいわゆる繰越金の点でございまして、大蔵省からお出しになつておられます資料によつて拜見いたしますと、御指摘のように昭和二十四年度の決算見込の数字におきまして、歳入のほうで歳出よりも百八十九億一千五百万円多くなつておる。これは当然そのまゝ次年度への繰越金となるべきものであるから、二十五年度の歳入にはそのまゝ繰越金を繰越金の額として上げる、こういうようなやりかたで推計を立てておられるのでございまして、併しながら私どもの考えかたをいたしましては、この点が十分違つておるのでございまして、根本的に申上げますと、

と、昭和二十五年度の地方財政の規模の立てかた、その推計額の出しかたにおきまして、地方財政委員会がやつておられますのと、大蔵省でお考えになつておられますのと、全然方法が違つてございまして、関連いたしまして、一応私たちの立てかたを説明させて頂きますと、地方財政委員会が昭和二十五年度の地方財政計画を推計するに当りましてとりました方法は、昭和二十二年年度の決算見込の数字といふものを元にいたしまして、それから二十五年度までの物価補正をいたしまして、その後そのほかに二十三年度及び二十四年度におきまして、新規に地方財政の中に入つて参りました新規需要額といふものを追加しまして、そうしてこの総額を推計する、こういう方法をとつたわけでありまして。と申しますのは、大蔵省のほうに二十四年度の決算を元といたしまして、それに二十五年度への新規の所要額を加えて二十五年度分を推計するといふのは一応尤もな考えかたのようではございまして、けれども、二十四年度自身が御承知のように、地方財政といたしましては、まあいけば非常に異常なと申しますか、決して地方財政のあるべき姿を現わしておる年ではないのでございまして、即ちこの年には配付税の削減が行われまして、いわゆる均衡財政の建前から相当地方財政に対する圧迫と申しましうか、財政規模の非常に無理な圧縮が行われた年でございまして、地方財政全体の姿から申しますならば、決してこれを基準にして二十四年にこういう規模であつたから、五年はかくあればいいというような推計の基礎にはならない、なすべきではないと

いうのが私たちの考えかたでございまして。そこで地方財政の規模を推計するに当りましては、どこまでも地方自治の正しい運営を期して行くという精神から、その財政規模のあるべき姿を推計して行きたいという考えかたでやつておるのでございまして、さうな意味合で比較的近年の年におきまして資料の得られる、而も地方財政としてはめめられない姿において、その規模を推計し得る基準の年といたしまして、従来からもやつておるのでございまして、が、二十二年年度の決算といふものを一応基礎にしまして、それを元にいろいろ積立を行なつておるのでございまして。その点よりいたしまして考えかたが違ひますので、私どもの考えかたからいたしまして、二十四年度の決算面におきまして、歳入と歳出のつり合いが異なつておつた、又余つておつたものがそのまゝ繰越金になるのだというふうな見かたには賛成いたしかねるのであります。それからなお今一つは、只今次官からもお話がございまして、決算面におきましては、成るほど歳入のほうで歳出よりも数字が現われておりました、その内容におきましては、内容を検討して見ますと、すでにもう皆さんはよく御承知のことと存じます、その年度におきまして、事業の執行が行われなかつた場合におきましては、歳出は当然決算に現われて参りませんが、一方歳入のほうは、それとは関係なしに入つて来まして、そのころの歳入は、そのまゝ決算に上るわけでありまして、従ひまして歳入のほうで歳出よりも多くなつておりました、その中には歳出面において当然

その年度に行なうべきであつたところの事業が、いろいろ事情のために繰延べになつたというふうな数字が相当入つておるわけではございまして。従ひましてそれがそういう見地に立ちます限り、繰越金をそのまゝ歳入として翌年度の歳入として上げますならば、その中の少くとも何がしといふものは、それに見合う歳出を翌年度の予算面に現れて来るころの歳出の数字として立てて行かなければバランスが合わない、こういうことになるのじやなからうかと思ひます。そういう点ではまあ大蔵省のほうでどういふふうにお考えになつておられますかわかりませんが、少くともその年度々々の歳入歳出のバランスだけを見て、余つたものは皆翌年度の歳入の財源に、繰越す財源になるのだと、こういう見かたには、にわかに私たちは承服いたしかねる、かような見解を持つておるわけではございまして。そこで昭和二十五年度の地方財政の推計におきまして、財政委員会といたしましては、只今申上げましたような推計の方法によりまして、大体四千三百九十九億ばかり普通会計においてございまして、こういうふうな数字が出て参つたわけではございまして。大蔵省におきましては、二十四年度の決算見込の数字が大体二十五年度に殖えるものが約五百億ぐらゐと、推計しておられるようでございまして、それを加へまして、二十五年度の数字を出しておる。そういう点で根本的にまあ推計の仕方に従ひまして出て参つておりますこの決算におきまして、相違があるわけではございまして、繰越金の問題につきましては、大蔵省のほうで、ただその年度々々の歳入歳出

の結末だけを繰入れる、繰越金として翌年度の歳入にまゐる／＼見て行くという見かたにつきましては、只今申上げましたような理由で、財政委員会としては承服いたしかねる次第でございまして。

○西郷吉之助君 大蔵省側の見解は改めて予算委員会では質すつもりで、その前提として今の地財委の御意見を伺つたのですが、地財委側としての大体の御意見はわかつたのですが、私はこれは非常にどう大蔵省が答弁するかはわかりませんが、非常な誤解を招き、実際の地財委との数字の食違ひの原因の大きな一つであると私は見ておるのです。その繰越金の性質如何を問はず、歳分面においていづれも歳入超過といふことになつております点は、特に非常に遺憾だと私は思ひます。更にこれに雑収入の点ですね。これはやはり大蔵省の推計においては、二十四年度の決算見込三百五十六億といふものを出し、二十五年度又二十六年度においては雑収入を全く同金額の三百六十億といふものを出しておるのでありますが、こういう点は、甚だ私はこの数字をおかしいと思ひます。経済情勢も違ひ、今度は二十六年度におきましては、政府は地方税の一部改正をもくろんでおり、その際においても政府の考えかたによるならば相当の増収を見ておられる。而もそれは百七十億という数字においては、大蔵省と地財委が意見が一致しておるのですから、政府の推計で行くと、雑収入等は二十五年度も二十六年度も全く同金額三百六十億といふふうな推計を出しておるところに、私は非常に食い違ひの、これも大きな原因をなしておると思ひます。

が、そういう点につきまして、更に地
財委側の御意見を承わつて置きたいと
思います。

○政府委員(武岡憲二君) 御指摘の雑
収入の問題であります。これは前
の臨時国会におきまして、いろいろ
御審議を頂きましたように、非常に内
閣側の意見と地方財政委員会の意見の
対立しております重点の一つに相成
つておるのでございます。昭和二十四
年度決算見込額におきまして、使用
料、手数料が百二十億、それから雑收
入が三百六十五億という数字が上つて
おります。これはその通りで
あります。ただその数字を如何に見る
かという見かたの問題であります。そ
れで地方財政委員会におきましては、
二十五年年度の財政計画を推計するに当
りまして、いわゆる雑収入として掲げ
ております数字は百七十四億でござ
います。そこでそれに対して大蔵
省のほうでは二十四年度の決算におい
て使用料、手数料並びに雑収入を合
せて四百七、八十億も上つておるもの
に對して、地方財政委員会が雑収入を僅
か百七十四億しか見ておらないとい
うのは、これは明らかに歳入の見積りが
過小であるという、こういうような点
を指摘しておられたのであります。こ
の点は見積り過小という問題ではな
く、この雑収入というものに對する見
解の相違である。私たちは主張して参
つておるのであります。と申します
ことは、雑収入は御承知の通り一本の
決算としては成るほど一つのまとまつ
た数字として現われて参ります。けれ
ども、その内容を見ますと、非常に
雑多な収入でございまして、一つから
申しますと、各団体、一番余裕がござ

います。各団体を通じて決して普通の
的な財源ではないのであります。或る
団体におきましては相当な雑収入を見
込み、又はその収入を上げておるこ
ろもありましようけれども、ほかの団
体におきましては、この数字は殆んど
ない、非常に少ないというやうな、団体
間に普遍性がないというの、その収
入としての特長の一つであると思つて
います。それから今一つ継続性がない。
今年度こういう収入があつたから、来
年度も又当然その収入があるというよ
うな継続した一般性を持つた収入では
ないのであります。即ち雑収入は使用
料、手数料は別といたしまして、その
他の雑収入の中には、いわゆる寄附
金、例えば村でポンプを購入するため
に一般財源がないために臨時に寄附を
募る、或いは又学校が破損をしたため
に、これが修理のために起債その他の
財源に不自由したために臨時にやむな
く財産の山林を売却した、こういうよ
うな性質のものが殆んど多くを占めて
おるのであります。こういう意味にお
きまして、今年も山林を売つたから、
来年も売ると、こういうやうな継続性
のある収入でない、そういう点が一つ
の特長であると思つておられます。従
いまして地方財政委員会におきまして
は、地方財政の推計を立てるに當りま
して、その目的とするところは、要す
るに平衡交付金をどのくらいに見つめ
つたらいいかということが、この財政
計画を立てる主要な目的でございま
す。それから、そういう意味の地方財政計画
を立てるに當りましては、そういうつた
やうな不正規の特異な財源というもの
は、それを計画の中に織込むべきでな
いというのが私たちの考えかたなので

ございまして。従いまして二十四年度に
おきまして、総括的に大体四百七、八
十億ありました財源のうちで、一般財
源として充当し得るやうな、つまり一
般財源として見ることでございような
雑収入というものが一体どのくらいあ
るかということが推計いたしておるの
であります。その推計によりまして
て、この財政計画のうちに特殊の、特
別な目的を持つた目的的な収入でない
ところの一般財源なるものは百七十四
億しかないという推計を立てて出して
おるのであります。殊に二十四年度の
雑収入が非常に多額を示しております
というところは、この内容から申上げ
ますならば、二十四年度は先ほど申上
げましたやうに、地方財政に對する一
般的な財源の附與、財源措置というも
のが十分に與えられず、配付税は半減
するといふやうなところから非常に無
理な財政の運営が行われておる。そう
いう意味合いから寄附金の募集であり
ますとか、或いは先ほど申上げました
やうな財産の売却といふたやうな、非
常に不正規的な財源調達ということが
いうやうに我々は見えておるのであり
ます。従いまして、二十五年年度にお
きまして平衡交付金の制度も確立いたし
して平衡交付金の制度も確立いたし
て、その後に於ける地方財政の姿と
いたしましては、そういうつたやうな
従来不正規の無理な財源によつて賄わ
れておりましたやうな歳出も当然これ
は正規の財源に振替えられるべきで、
そういうやうな意味合いで、二十五年
度、二十六年年度において、二十四年度に

あつたやうな雑収入が当然地方に収入
されるだらうといふやうな推計は我々
としては立て得ないのであります。そ
ういふやうな意味合いからいたしまし
て、二十五年年度の推計におきましては、
只今申上げたやうな百七十四億とい
ふものが不正規的な雑収入である、
かやうな推計をいたしたのであります。
それから二十六年年度におきましては、
多少その点は趣きを異にいたしましたの
でございまして。と申しますのは、先
ほど申し上げましたやうに、従前地方財
政委員会が財政計画を立てるに當りま
しては、雑収入につきましては、只今申
上げましたやうな、つまり一般財源と
しての雑収入、正規財源としての雑收
入といふことだけを参つておつた
のであります。二十四年度の決算に
よつてすでに相當な数字といふものが
決算上の数字として上つて参つており
ます。關係上、それは二十六年年度にお
きまして、一応計画として数字も
取上げて推計したかどうかといふやう
な意見もございましたので、二十六年
度におきましては、そういう意味のも
のを取上げて、これを計画の中に織込
んで見たのであります。従いまして、
先に差上げてございまして資料の中にお
示してございまして、雑収入の中
を二つに区分いたしまして、普通一般
の雑収入と、それから特定の雑収入と
いふやうに分けて推計いたしましたの
でございまして。即ちその推計によりま
する一般の雑収入といふものは、二十六年
度におきまして百九十七億三千五百万
円、こういうやうに見込んでおるので
ございまして、これが二十五年年度にお
きまして百七十四億見込みました。そ
れに自然増収を加へまして、二十六年

度にはこの程度のものになるといふ推
計をいたしたのでございまして。それ
に對しまして、一方特定の雑収入とい
たしまして、百七十億一千六百万円と
いふものを見込んでおるのであります。
これは今申上げたやうに意味にお
いて、一般的財源にはならないので
あるけれども、つまり特別な目的を持
つて雑収入、例えば学校を建てるため
に山林を売却したとか、或いはポン
プを購入するために寄附金を募集する
といふやうな目的で、特定されたこ
ろの特定の雑収入といふものを上げて
見たのであります。その代り歳出部
面におきまして、それを特別の臨時特
定の事業費として同じく百七十億一千
六百万円といふものを歳出のほうに上
げております。こういう方法で二十六
年度の財政計画を立てたのでありま
す。これを両方とも、歳入、歳出から
落しまして、或いは上げまして、
平衡交付金の算定には別に影響はない
わけでございます。ただ地方財政
としての全体の規模、これを推計する
の意味におきまして、一応そういうもの
を掲げて見たといふのが二十六年年度の
推計の数字になつておるのであります。
従いまして、さやうな方法で推計
をいたしておりますので、大蔵省のほう
で、二十四年度におきまして三百五
十六億の雑収入があつたから、二十五
年度、二十六年年度においても、その程
度或いはそれ以上三百六十億程度の雑
収入は当然これは雑収入として上げる
べきである、それを一般の財源とし
て、歳出の全般の財源として使用する
べきであるといふ議論には承服しかね
るのでございまして、若し大蔵省のよ
うに三百六十億といふやうな雑収を歳

入に上げますならば、それに見合うところの当然の臨時の歳出というものを、歳出のほうにも上げなければならぬ、かように考える次第であります。そこで大蔵省案と地財案の対比のところにお示ししてございますように、地方財政委員会では約十八億ばかり、来年度において税外収入の増収として認めましたのは、先ほど申し上げました一般財源としての普通雑収入の増加のみを一般財源の増としてここに上げたのでございまして、大蔵省のほうで百八十億も増えておると言っておりますものの中には、只今私の方から申した特別な目的を持つた雑収入、一般財源とならないところの雑収入、それに繰越金を加えての増収、これを見込んでおるわけでありまして。こういう違いが出て参つております。

○西郷吉之助君 更に伺いますが、今おつしやつた地財案側の意見はよく了承いたしました、今申上げましたような雑収入と同一の意味において、説明中にしばしば触れられた使用料、手数料があるのですが、二十四年度から二十六年度に亘る数字を見ますと、大蔵省の推計では、二十五年度以降は二十四年度に対して僅かに四千四百万円だけの金額の差があり、二十五年度、二十六年度には全く同一金額の百三十億を推計に出しておられる。この点も今のお話と同様、これは非常に地財案と大蔵省の間の食違ひの原因をなしておると思う。更に承りたいのは、地方債のことで、大蔵省の例えは二十五年度の数額を見ると二百八十億と推計に出しておる。併しながら前回の補正増額のため、実は三百七十億になったのですが、二百八十億とそこに大分開き

があり、二十六年度を見ると三百億というふうに出しておる。二十五年度においてすでに三百七十億であるのにかかわらず、こういう数字であり、一方大蔵省は地方債の増額の数額は九十億とちやんと出しておる。二百八十億プラス九十億で三百億を突破する。こういう非常に現実に違つた数字が地方債の推計に出ておる。こういう点は明らかに食違ひではないか、推計の誤であると私は思うのです。殊に今の二百八十億を二十五年度の推計に出して置きながら、プラス九十億という増額、大蔵省自体が認めておるのを……然るに二十六年度の推計には地方債は三百億のみになっておる。こういううなことは非常なでたらめだと思つて、こういう点を地財案ではどういうふうにか考へておられるか、同様に伺いたい。

○政府委員(武岡憲一君) 只今仰せになりました地方債の問題でございまして、大蔵省では二十六年度において起債の増額を九十億見込んでおりますのは、この昭和二十五年度の当初推計の二百十億に対して九十億増える。こういう推計の数字であるように聞いております。従つてそれが、三百億になります。その三百億と申しますのは、御指摘の通り昭和二十五年度におきましては、前回は三百七十億でございまして、当初におきまして二百十億、それが七十億追加になりました二百八十億となつたわけでございます。来年度におきましては総額は四百億でございますが、そのうち百億は公益事業関係のほりの起債分として除きまして、一般会計分が三百億、こういう計画で推計を

しておられるために、こういうふうになつたのでございます。○西郷吉之助君 更に伺いますが、しばしば平衡交付金等の審査の場合に、大蔵省は二十五年度の決算がどう思ふかと、二十四年度の決算さえまだ行われておらん、極めてそういう点とをいつも言われるのですが、この推計表を見ても、二十四年度は現在の推計表を見ても見込額ということになつておるのですが、私はこういうふうな二十四年度の決算はとうに済んでおると思うので、こういう二十四年度の決算見込というふうな漠然たる数字を基礎にして考へるところに、私は平衡交付金の金額の大蔵省の決定に非常に食違ひが出て来るのじやないかと思つて、その点は如何ですか。

○政府委員(武岡憲一君) いつも決算その他の資料の収集におきまして、いろいろな私たちの手落ちのために遅れがちでございまして、これは誠に申訳ないと思つております。二十四年度の数字として決算見込額として上つておりますが、勿論二十四年度の数字につきましては、実際上の決算額は大体この見込額と殆んど同様な数字が出て参るものと思つております。地方財政委員会におきまして、只今正確な決算数字につきましては集計をいたしておるわけでございますが、早急にこれを取りまとめまして、決定的なところについて更にお示しを申上げたいと存じております。それから二十五年度の決算の見込はどうかというところにつきましては、すでに資料を各府県、団体のほうにも照会をいたしまして、府県分につきましては一応の資料がまと

まつております。ただ市町村分につきましては、まだこれがなか／＼資料が収集できません。甚だ遺憾に存じておりますが、府県分に関しては、先きには大体各府県とも揃ひまして、先きに五、六県分だけを落しまして、一応の未定稿として概算の推計をいたした資料を持つておりますが、更にその後、大体各府県のものを取揃へたと存じますので、詳細調査をいたしまして、揃つたものを一つお示し申上げたいと思ひます。

○西郷吉之助君 もう一点伺いますが、やはり推計表に、歳出の面において大蔵省は二十五年度、二十六年度共に同額の百億をここに予定して書いておられますが、これは歳入超過等も大蔵省は多額の金額を出しておることと関連しまして、地財案側としてはこれをどういうふうにか考へておられるか承りたい。予備費の百億です。

しか考へておりませんので、大蔵省のほうにこれだけの歳入を以てしてなお百億の予算費がある、余裕があるのだという考へかたは、どういふところから出て来るのか存じませんが、甚だ私たちが腑に落ちないのであります。ただ想像して見ますれば、大蔵省の推計の方法が、只今申し上げましたように二十四年度から五年度、六年度というように、ただ歳入歳出のバランスのみを見まして、而も余つたものはそのまま歳入面だけにおいて繰越財源として余裕財源に余つて来るのだ、こういうふうな推計を立てておられますので、そういうふうな積み重ねて参りますと、歳入のほうにだんだん／＼多くなつて来るような数字になりますので、歳出のほうにも幾らか余裕を見込めるといううなことで予備費を上げておられるのじやないかという程度にしか考へられないのです。

○西郷吉之助君 次に、小野政務次官もおられますが、実際はこの問題は大臣に伺いたいと思つておりますが、今の予備費を二十五年度、二十六年度同額百億を計上しておられる、而も歳入超過となつておられるのですが、今回の地方税の改正により、大臣の説明だと、増税をしたのじやないが、結果的に増収を収めたのだ、とにかく地方の税収収入が増えるのだということを言われておられるのですが、岡野さんも地方庁関係としての大臣であるのに、一方地方財政を見るどころの大蔵省の面には、二十五年度は済んだこととしても、二十六年度においては百億を予定しておられる。然るに税を納めるほうの地方民は、血税というふうな非常に困難な状況にあると聞いておられるのですが、大蔵

省の推計において百億計上してあるならば、この際地方民の懐ろ工合から考へるならば、百億を歳入の面において落すべきであると私は思う。そうすると非常に大きな、更に百億の食糧の金額が殖えるわけなんです。而も予備費を百億予定して置きながら、地方財政のほうでは増収を百七十八億も見込むというところになりますと、その数字からいって、国民は一体どういふふう

混乱の状態にあるので、これは非常に遺憾に思ふのですが、政務次官としてこれに對してはどういふふうなお考えか承りたい。

○政府委員(小野哲君) この問題につきましては、閣議に出ております岡野國務大臣がお話することが適當かと思ひます。ただ私の所見を交えてお話しすることをお許し願ひたいと思ひます。財政計画、特に地方に關しては、先ほど来武岡君からもお話しになりましたように、地財案と大蔵省案とに食違ひがあり、その場合において算定の基礎自体にその求めかたが異なるという点から来ております。又予算の編成に關する考えかた、或いは決算の結果についての見かた、こういう点が双方に必らずしも一致しない点が多々あるという点を私どもも承知するわけでありまして、その場合に今回の方税法の一部改正をすることによりまして、或いは国民所得の増加又は徴税方法の改正とか、或いは電気ガス税とか、自動車税とかいうような税につきましては、自然増収も見込まれるという点から考えまして、先ほどお話しになりましたような百七十八億の収入が殖えるという見込の下に二十六年度の地方財政計画を立てておるのであります。御承知のように、西郷さん

先般来実地に御調査をされたのでおわかりのように、府県におきましては、特に予算の編成の上にも事を欠いておるような実情でありますので、果して、大蔵省が考へておられますような、昭和二十六年における百億の予備費を計上得るだけの歳入を見込めるかどうかというところは、私自身としては極めて疑問であると考えておるのであります。政府が今回地方税法の改正を行ふことになりましたのは、岡野大臣の説明にもありましたように、根本的な税制の改革には触れないで、おおむね技術的な問題に重点を置いておる、かようにいたしておるのであります。が、今回の一部改正法律案を立案する場合には、地方自治法に關しては地方財政委員会の研究並びにその資料に基いて立案を進めて来たわけでありまして、従つて政府部内として、その機關の異なるに於いて数字なり、考えかたの異つておるというところは極めて遺憾ではあります。又その執行の衝に當る地方財政委員会の資料に基いて、地方自治法としては処理をいたすべきに至當ではないか。ただ恐らく岡野國務大臣といひましては、閣僚の一人として、国家予算との關連において判断をしなければならぬ立場にある關係上、極力地方財政委員会の資料並びに意見に基いて、できるだけこれに應ずるような態勢を整へるべく努力をしたことは十分に御了承願へるかと思ふのであります。が、その内容をなしておるところの考えかたなり、数字の上において異なるものが出ておる。従ひまして国会においてこの点についての御判断を願わなければならぬ事情にあることは、私自身としては誠に遺憾に思つておる次第であります。

○西郷吉之助君 今に關連してのことなんです。地方税の今回の増額の百七十八億七千三百萬というところについては、地財案と大蔵省がびつたり数字が合つておるわけなんです。然るにさつき申しましたように、予備費に百億を計上して置きながら、大蔵省は平衡交付金を百九億切つたのであります。であるから、私の論法から行くならば、増収も大蔵省が認めておる、而もはつきり地財案と増収金額が合つておる、一方において大蔵省が地財案の出した平衡交付金の百九億を切つたというところ、大蔵省が推計表に百億予備費を二十六年度に計上しているというところは、誠に論旨に合わないものであります。大蔵省が予備費を百億計上する考えかたがあつたならば、百九億削つたことは誠に意味がないのじやないかと、かように感ずるのであります。が、この点更に承りたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) 詳細に亘つては私も十分に承知いたしておりませんが、大蔵省が予備費として百億削り計上しているという点につきましては、先ほど来西郷さんからの御質問になりましたような、いわゆる二十四年度の決算に對する大蔵省の考えかた、言換へれば、先ほどお話しになつた繰越金等の問題についての考えかたにどうも根本的に意見の違ひがあるように思ふのであります。又地方財政平衡交付金千二百四億を地方財政委員会が要求しているのに対して百億を削つておる、この点について今お話しのような予備費を百億計上しているというところについて、やはり問題が残されているといふふうには私は考へるのであります。要は地方団体の財政運営の実態について、どうも把握の程度がまだ十分でないのではないかという感じを私は実は持つわけでありまして、さういふ意味で地方財政委員会も店を開いてまだ間がありませんけれども、何と言つても地方財政の執行に當る機關としては、できるだけ速かに正確な統計並びに資料に基いて、地方財政の実態を把握することを急いでやる必要があるであらう、こういう考へかたから、それに必要な人員等も或る程度増加いたしましてやりたいといふことになつております。と同時に、やはり地方財政のほうは國家の政府の機關として地方財政委員会があるわけでありまして、専門的な知識を十分に發揮して、地方財政委員会の資料に依存して地方財政計画並びに國家財政計画との關連における一般的な予算の見かたなり、計画の樹立といふものをやつて行く必要があるのではないかと、こゝういふふうな点を私も考へておりました。折角地方財政委員会と連絡をとりながら、早くこの態勢を整へて行きたい、こゝういふことを念願しておるわけでありまして。

○西郷吉之助君 もう一点ちよつと伺つて置きますが、よく御説明はわかつておるのですが、こゝういふことが前にも、地方財政には冗費が五百億もあるといふようなことが言われておつたのですが、この大蔵省の数字で考へて行きますと、二十六年度においても歳入超過が約四百億ある。而も予備費が百億、合計五百億の、数字の上で見れば地方の財政に余裕があるのかのごとく大蔵省は数字を作つておられるので、こゝういふ觀念で行くと、非常に地方民に對して私は悪い影響を與へ、而も岡野さんは増収は決してない、増収なんだと言われても、増収の余裕があるならば、血税の必要はないじやないかと、真剣な声がでて来る虞れがあるの

とき、大蔵省といえども、こういう計
数表を出すという事について誠に不
謹慎なんではないか、而も大蔵省も地
財委の増税、増収を百七十八億七千三
百万円に考へておるといふことは全く
同感しておるのです。而も考へかたに
よつては五百億も余裕があるやうな二
十六年度の財政を考へておられること
は非常に遺憾だと思ふのです。そうい
う点は平衡交付金等を大蔵省と折衝さ
れる場合に、大蔵省の考へかたがこう
いう考へかたであり、二十四年度、二十
五年度ずつと推計表が余りにも遠い過
ぎるので、そういう点を事実上地財委
としても強く指摘して頂かないと、今
後の平衡交付金の決定かたにやはり大
蔵省のこの数字を以て行くと思へば、
決して増額するどころか、予備費だけ
でも百億繰入を切り得るのですから、
私はこういうやうな数字は極めて遺憾
であり、又先ほど来この大蔵省の数字
について地財委側の意見を承つたの
ですが、これにより大蔵省に対してこ
の誤まれる見解を正して行きたいと思
うのですが、一つこういう数字につい
ては平衡交付金に影響しますから、一
つ格段の強い指摘を今後お願いしたい
と思ふのです。

○安井謙君 西郷委員の御質問に關連
してですが、この地方債の増加分は地
財委としてはあれですか、自信があ
りなんでしょうか。

○政府委員(武岡憲一君) 二十六年度
の起債の枠としましては、すでに御承
知の通り一応四百億といふ、それが内
示と申しますか、一応そういうこと
になつておるわけでございます。併し
ながら地方財政委員会が推計を立てま
した場合に、来年度とだけ新規の財

源が必要であるかという見解からの数
字を立てたのでございまして、そのうち
その性質上起債に待たなければなら
ない所要額といたしまして、公共事業費
につきましては、この計算によりまし
といふと、三百二十九億必要である
といふ計算が出て参りました。そのうち
二百七十五億程度即ち大体公共事業の
一般並びに災害、それから失業対策及
び單獨施行公共事業費のうちの一部
分、それから大体半分程度と見ておる
のでありますが、この程度は起債に
非持つて行きたい、こういう希望と申
せば希望であります、財政計画とし
ては一応こういう計画を立てたのであ
ります。そこで勿論ここに掲げてお
るものは、公共事業費の、特に災害分
につきましては、災害の国庫負担に關
しまする法案が若し出るといたします
ならば、そういう法案ができれば、計
算上におきましては、この数字
自身は多少變つて参りますけれども、
まあそれでも私どもの推計により
ますれば、少くとも二百億前後とい
うものは起債としては是非お願いをいた
したい、こういうことで数字を掲げてお
るわけでありまして、この来年度四百億
を越えて、例えば五百億或いは六百億
というやうな起債ができるかどうか
といふことにつきましては、なお今
後政府としてもいろいろ御盡力を頂
かなければならぬと思ひます、更に又
関係の国会その他におかれま
しても、一つ是非御努力願ひまし
て、何とかこういう、この程度の起債
は来年度の地方財政を円滑に運営をい
たして行くための最小限度の必要額と
考へますので、実現に努力して見た

い、こつちの意味の数字でございま
し、今直ちに、それでは来年度六百億に
なるのか、するやうな自信が地方財政
委員会として今あるのかとおつしやい
まして、その点は私としては確答は
申上げかねるのでありますけれども、
特にそういう数字を挙げました趣旨
はそういう点にあることを御了承願ひ
たい。

○安井謙君 そうしますと、地方債の
ほうも百八十五億ぐらゐりますし、も
う一つの雑収入ですが、いろいろ今ま
でも、去年からも議論されてい
ますが、これはどうですか、もつと具
体的に項目を並べまして、大蔵省の見
解とその項目で違ふのだという比較表
はできないものでしょうか、いつもこれ
は、収入は殖えるが、支出が伴うのだ
といふやうな、見かたの相違のやうな
議論になつてゐるのですが、もつとこ
の項目で大蔵省はこう見ておる、こ
れに対してはこつちの支出があるとい
ふやうな比較表のやうなものが、具
体的に二十四年度の決算でもいいので
すが、できないものでしょうか。

○政府委員(武岡憲一君) 歳入の二十
六年度の財政計画におきます財源充
足の方法として税外収入をどういふ
うに見るかといふことは、先ほど来申上
げましたやうな、根本的に言ひますれ
ば、考へかたが違ふといふこと以外に
申上げようがないかと思ひます。ただ
御指摘の点が二十四年度の決算にお
きまして、使用料、手数料或いは雑収入
といふものの内容がどうなつていま
るか、それから又二十六年度におきま
して、地方財政委員会が立てました財政
計画の中で、その全体の税外収入の見
積りをどういふうに見ておるか、ど

ういふ項目で幾ら見ておるか、この資
料は私のほうで提出することができ
ると思ひております。ただ大蔵省のほう
でもそういう意味におきまして、大体
提出してございする資料の中にも、
極めて大まかでありまして、使用
料、手数料が千二百億、雑収入が三百
六十億と、こうなつておるが、
勿論その内訳を出せといふことであれ
ば、或いは大蔵省のほうでそういう内
訳があるのかと存じますけれども、私
その二つの資料を突き合せて御覽にな
りまして、数字がさういふやうに違
つておるといふことがわかるだけだ
けでありまして、それを財政計画上の歳
入として見るかどうかといふことは考
へかたの違ひといふことになるのでは
ないか、かやうに考へております。た
だ今お示しのやうな基礎的な資料は、
私のほうは必要でございしますれば、作
成できると思ひます。

○安井謙君 その見解の違ひですつと
来ているので、だからそれにはもう一
歩進めて、具体的にデータを突き合せた
折衝が向うとできてゐるのかどうかと
いふことをお聞きしたいことなんで
す。

○政府委員(武岡憲一君) 地方財政委
員会が見積つておきます税外収入の
内容がどうであるか、根拠がどうであ
るか、又大蔵省のほうで見積つてお
るか、又大蔵省の内容並びにその算定の根
拠、これは両方とも資料があるわけ
でありますから、又その予算につきま
して、私のほうと大蔵省の間で折衝いた
しておきます過程におきましては、
ともかくその資料は出し合せておるわ
けでございします。両方とも心得ては
おるわけですね。

○安井謙君 それからそのほかの競輪
とか、競馬の収入増加といつたやうな
見込みは、ここでは見込んでおられま
すか、二十六年度は……

○政府委員(武岡憲一君) 税外収入の
見積りの中にはさういふものを含めて
おります。

○安井謙君 大体どういふ標準で……、
二十五年度の実績と同じくらいなもの
ですか。

○政府委員(武岡憲一君) 競馬、競輪
のこの収入がどうか、この税外収入の
内容、項目についての資料はちよつと
今手許に持ち合せておりませんが、大
体前年度の実績その他を勘案いたしま
して、推計がなるかと思ひます。

○安井謙君 参考までにその資料を一
つあつて提出願ひます。

○委員長(岡本愛樹君) それでは只今
安井君から御要求のありました資料を
お出しを願ひます。ほかに御質問はご
ざいせんか。

○鈴木直人君 先ほど西郷君から質問
された大蔵省が平衡交付金を組むところ
の基礎資料としてとつておるところ
のもの、それから地方財政委員会が
作つておるものとは非常に食違ひがあ
るわけですが、もう一度お尋ねします
が、その点についてお互いがその資料
によつて話合つていふやうなことがあ
つたわけですか。

○政府委員(武岡憲一君) 平衡交付金
に關する予算の査定の過程におきま
して、大蔵省と私どもの間で、今御指
摘になりましたやうな資料につきまし
て検討をやつておるわけでありまして、

○鈴木直人君 そうしてその結果、兩
方の計算と言ひますか、資料の数字上
におけるところの歩み寄り点或いは調

査の仕方が違ふという根拠からやむを得ないということになつたのですか。或いはそこに一致点を見出されるようになられたかということなんですが。

○政府委員(武岡憲一君) 地財委で出した案と大蔵省で出された案との間に、いろ／＼な点で相違点があるわけでありまして。それはお手許に差上げた表によつて御覧願ひたいのでありますが、今お尋ねになりました点は、勿論各項目についていろ／＼これは違つて参ると思うのであります。例をとつて申しますならば、例えば給與ベースの改訂について、それがなぜ十七億開きがあるかということでございますが、これは一つにはその算定の基礎となりまして職員の数についてでございます。それで二十五年までの各地方職員の数というものにつきまして、これは一致して同じ数字を用いております。ところが二十六年度において、それが幾らに殖えておるかという問題で、大体八千人ぐらいたつたと思ひますが、その違ひが出た、その違ひがなぜ出たかと申しますと、これは二十六年度におきまして、新しい法令が施行されましたり、或いは従来の行政の改革が行われましたのに伴ひまして、来年度新規に殖えて来る人員というもののについて各省から予算の要求が出ておるわけでありまして。その各省から出ております要求をどういうふうに着定をするかというその着定についての考えかたと言ひますか、見かたが地財委と大蔵省とは違ふわけでありまして。私のほうは、仮に例をとりますと、或る事業のために或る省から百人なら百人殖やす必要があるという要求に對しまして、私のほうは法律を嚴重

に解釈をいたしまして、この行政を完全に運営するためには、その従来の実績等から見て九十人はどうしても要する、それから又その用ひます職員の單価といたしましては、その仕事の性質上、普通の低いといふゆる一般に用ひられております最低限度の予算單価では足りないもので、その仕事をするためには、例えば十萬円なら十萬円の單価が必要であるというふうなことで、各省と私どもの間で打合せをしながら、ぎり／＼最低限度これだけの人数と單価を要するのだ。従つてこういう金額になるのだ。ところがその一方大蔵省のほうでも御査定になるわけでありまして、大蔵省のほうから見ると地財委のほうは八十人ではないのだ、こういう見かたもあるのですが、單価について七萬七千円なら七萬七千円という單価で査定される。そういうことから結果の数字に食違ひができる、こういうふうなことであります。又これにつきましては、何も私どももいたしましては、どうでも大蔵省は七萬七千円しか認めないものを、我々十萬でなければならぬのだというように、一つ／＼についてもう負債が出るかも知れないというふうな、初めから投げやりな態度で交渉をしてゐるのではないのでありまして、私どももいたしましては、地方財政或いは又地方の行政を円滑にやつて行く上には、どうしてもこれだけ要するのだという態度で、又これだけの財源がなければ地方行政は遂行できないという見かたで判定いたしまして、その点がどうも大蔵省で査定されるのとの間にやむを得ない見解の相違、間きが出来る、こういう点が一つの例であります。

す。まあそういうふうなことで各歳出につきましても、いろ／＼負債の出て来る点があるのであります。元より全部が全部そういうことでもないのでありまして、御覧の通り相当の点におきましては、意見が全く一致している点もあるわけでありまして。併しながらそういう点は勿論全体から申しますならば、根本的な相違といふほどのことではないのでありまして、結論的に申しますと、やはり一番見解として両方の数字の食違ひを生じております根本的な原因は、やはり先ほど来お話のごさいたしましたように、地方財政の全体の規模といふものをどういうふうに見るかというところにあるように私は考えるのであります。その一つは、具体的に見われたいしましては、先の税外收入をどう見るかという問題もそこから出ておりますし、又この歳出の項目で申しますならば、年末手当支給の点などがその一つの適例であります。我々が五十八億要求しているのに対して、大蔵省は八億、五十億も減つてゐる、これは査定でなくしたといつてもいいくらいなものであります。そういうものについてなぜ五十億も開きが出て来るかと申しますと、やはり地方財政の規模の見かたが違ふということから出て来ているわけでありまして。即ち大蔵省では年末手当の支給に關しましては、二十四年度に地方においてはすでに年末手当は出しているのだ。そうすると、二十四年度の決算の中には当然その数字があるわけなんだから、その決算の数字に新規の五百億加えれば、二十四年度の所要経費が出るのじやないかというのが大蔵省の見かたであるのに対して、地方財政委員会とい

たしましては、二十四年度に年末手当は出ておりますけれども、これは皆さうも御承知の通り、地方は新しい財源を得てそういう措置をしたのではなく、節約をしてこれをやつてゐるわけでありまして。そうすると、二十五年、二十六年においても、それは二十四年度と同じような意味で以てこれを推計するならば、二十五年、二十六年においても、やはり節約によつてやればよいということになるわけでありまして、節約が御覧の通り、すでに八十億といふものを節約で立てております。そうすると、少くとも二十五年、二十六年の推計におきましては、年末手当のための支給額といふものを先ず一応置いて、それから全体の中から節約々々で落す、こういうやりかたであれば我々は承服して行くのであります。ところが、初めからその分については、これは二十四年度の決算の中にありますから、地方の財政規模を推計する場合に、初めから特に主として新規の財政需要として見るべきでないという点が大蔵省と私たちの考えかたの違ひとなつて参つて来るわけでありまして。その点は歳出の面におきましては、そういうわけでありまして。歳入のほかに置きましては、税外收入の問題を推計いたしますと、地方財政の総額のほかにあると見るか、中にあると見るか、こういうことの考えかたから、百六、七十億のものが財源として見られるか、見られないかということ、こういうことで見解が分れて来る、かような次第であります。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに御質問ありませんか……。それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後三時五十九分散会
出席者は左の通り。

委員	委員外議員
理事 岡本 愛祐君	衆議院議員 川本 末治君
堀 末治君	政府委員 国家消防庁長官 新井 茂司君
竹中 七郎君	地方財政委員会 事務局財務部長 武岡 憲一君
石村 幸作君	地方自治政務次官 小野 哲君
高橋進太郎君	事務局側 常任委員会専門員 福永與一郎君
安井 謙君	常任委員会専門員 武井 群剛君
小笠原三男君	衆議院法制局側 参事(第一部長) 三浦 義男君
相馬 助治君	
西郷吉之助君	
鈴木 直人君	
石川 清一君	

昭和二十六年三月九日印刷

昭和二十六年三月十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所